

大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年3月7日

大洲・喜多衛生事務組合条例第3号

昭和40年3月24日条例第17号大洲・喜多衛生事務組合清掃条例を全文改正

改正	昭和49年2月25日	大洲・喜多衛生事務組合条例第2号
	昭和50年3月31日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	昭和51年4月1日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	昭和52年7月27日	大洲・喜多衛生事務組合条例第2号
	昭和53年12月15日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	昭和55年12月25日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	昭和56年4月1日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	昭和58年12月28日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成元年3月24日	大洲・喜多衛生事務組合条例第3号
	平成6年5月6日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成9年3月25日	大洲・喜多衛生事務組合条例第4号
	平成10年3月23日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成16年12月24日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成17年3月28日	大洲・喜多衛生事務組合条例第3号
	平成20年3月26日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成24年3月28日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	平成25年3月29日	大洲・喜多衛生事務組合条例第2号
	平成25年12月27日	大洲・喜多衛生事務組合条例第4号
	令和元年8月22日	大洲・喜多衛生事務組合条例第1号
	令和4年12月26日	大洲・喜多衛生事務組合条例第3号
	令和7年12月25日	大洲・喜多衛生事務組合条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、大洲・喜多衛生事務組合（以下「組合」という。）の廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画の公示)

第2条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画は、4月1日から翌年の3月31日までを一事業年度として定め、当該事業年度の初めに公示するものとする。

2 当該事業年度の中途において、前項の計画に著しい変更があった場合には、その都度公示するものとする。

(収集運搬の委託)

第3条 大洲・喜多衛生事務組合長（以下「組合長」という。）は、前条第1項の処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集及び運搬を、組合以外の者に委託することができる。

(住民の協力義務)

第4条 法第6条の2第4項に規定する区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、自ら処分しないし尿については、衛生的に処理するため、組合長の指示する方法に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第5条 法第6条の2第5項の規定による多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の

指示に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

(一般廃棄物の処理手数料)

第6条 組合が行うし尿及びし尿浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料は、次に定める額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

市 町 村 別	単 位	手数料金額
大 洲 市 (平成17年1月10日における 大洲市及び長浜町の区域)	18リットルにつき	171円
大 洲 市 (平成17年1月10日における 肱川町の区域)	18リットルにつき	195円
大 洲 市 (平成17年1月10日における 河辺村の区域)	18リットルにつき	205円
内 子 町 (平成16年12月31日における 内子町及び五十崎町の区域)	18リットルにつき	178円
内 子 町 (平成16年12月31日における 小田町の区域)	18リットルにつき	204円
伊 予 市 (平成17年3月31日における 双海町の区域)	18リットルにつき	209円
伊 予 市 (平成17年3月31日における 中山町の区域)	18リットルにつき	221円
砥 部 町 (平成16年12月31日における 広田村の区域)	18リットルにつき	243円

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算する。

- 第1項の手数料については、組合にし尿の処理を申請した土地又は建物の占有者からそれぞれ徴収する。
- し尿汲み取りに特に困難を伴う事情があるものについては、第1項の規定にかかわらず、特別手数料を徴収することができる。
- 前項の特別手数料は、組合長が別に定める。

(手数料の減免)

第7条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する土地又は建物の占有者については、その申請により、前条の手数料を減免することができる。

- 当該手数料を納付する資力がないと組合長が認めた者
- 災害その他特別の事情があると認めた者

(一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可)

第8条 法第7条第1項及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別に定める許可申請書を組合長に提出しなければならない。許可を受けた後、その内容の一部を変更しようとするときも、また同様とする。

(許可証の交付)

第9条 組合長は、前条に規定する申請者に対し許可したときは、その者に許可証を交付する。

2 前項の規定により、許可証を交付された者（以下「許可業者」という。）は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその理由を組合長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（営業の休止及び廃止）

第10条 許可業者は、その業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、組合長に届け出なければならない。

（施設及び器材の検査）

第11条 許可業者は、積換場、処理場、車庫等の施設、収集用運搬車等の器材について、組合長が行う定期及び随時の検査を受けなければならない。

2 組合長は、前項の検査に合格した者について、検査証を交付する。

3 前項の検査証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその理由を組合長に届け出て、検査証の再交付を受けなければならない。

4 検査証は施設又は器材の見やすい箇所に表示しておかなければならない。

（従業員の身分証）

第12条 許可業者は、一般廃棄物の収集及び運搬に従事する者の住所、氏名及び生年月日を組合長に届け出て、身分証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により身分証の交付を受けた者は、作業に従事するときは身分証を携帯し、その提示を求められたときは、これに応じなければならない。

3 身分証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその理由を組合長に届け出て、身分証の再交付を受けなければならない。

（許可証、検査証及び身分証の返納等）

第13条 許可業者は、許可証、検査証及び身分証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 許可業者は、許可証、検査証及び身分証の有効期限が満了し、又は許可が取り消されたときは、その日から7日以内に許可証、検査証及び身分証を組合長に返納しなければならない。

3 許可業者が業を廃止し、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を組合長に届け出て許可証、検査証及び身分証を返納しなければならない。

4 許可業者は、前条第1項の規定により身分証の交付を受けた従業員が死亡し、又は離職したときは、直ちにその旨を組合長に届け出て、その者の身分証を返納しなければならない。

（同業組合の設立等の届出）

第14条 許可業者が、同業の組合を設立したときは、10日以内にその組合の規約及び組合員名簿を添えて組合長に届け出なければならない。組合の名称、規約及び名簿に変更があったときは、また同様とする。

（許可申請等手数料）

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請、届出又は検査の際、納付しなければならない。

（1） 法第7条第1項の規定による許可を受けようとする者

1件につき 8,000円

（2） 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者

1件につき 8,000円

（3） 前2号に掲げるによる許可証の再交付を受けようとする者

1件につき 2,600円

- (4) 第11条第1項の規定による施設又は器材の検査を受けようとする者
1件につき 500円
- (5) 第11条第3項の規定による検査証の再交付を受けようとする者
1件につき 300円
- (6) 身分証の交付を受けようとする者
1件につき 300円
- (7) 身分証の再交付を受けようとする者
1件につき 300円

(処理施設)

第16条 廃棄物を適正に処理するため、組合に次の処理施設を設置する。

大洲・喜多衛生事務組合

し尿処理施設 清流園 大洲市米津乙1番地の2

2 前項の処理施設に、次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) その他必要な職員

(技術管理者の資格)

第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(し尿処理施設への投入)

第18条 し尿の許可業者は、組合長の指示するところに従い、し尿又はし尿浄化槽に係る汚泥を第16条第1項のし尿処理施設に投入しなければならない。

(使用料)

第19条 前項の規定により、し尿処理施設に投入する者から徴収する使用料については、清流園使用料徴収条例（平成24年大洲・喜多衛生事務組合条例第2号）第3条の規定に基づき計算した額とする。

(報告の徴収)

第20条 許可業者及びし尿浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理費及び処理方法又はし尿浄化槽の点検及び清掃に関して、組合長の定めるところにより報告しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和49年2月25日大洲・喜多衛生事務組合条例第2号）

この条例は昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日大洲・喜多衛生事務組合条例第1号）

この条例は昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日大洲・喜多衛生事務組合条例第1号）

この条例は昭和51年5月1日から施行する。

附 則（昭和52年7月27日大洲・喜多衛生事務組合条例第2号）

この条例は昭和52年8月10日から施行する。

附 則（昭和５３年１２月１５日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例は昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年１２月２５日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例は昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５６年４月１日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例は昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年１２月２８日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例は昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（平成元年３月２４日大洲・喜多衛生事務組合条例第３号）

この条例は平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成６年５月６日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例は平成６年７月１日から施行する。

附 則（平成９年３月２５日大洲・喜多衛生事務組合条例第４号）

この条例は平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月２３日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

１．この条例は、公布の日から施行する。

２．改正後の大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１５条第１号及び第２号の規定は、平成１０年４月１日以後の許可にかかる申請について適用し、平成１０年４月１日前にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成１６年１２月２４日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

この条例中第１条の規定は平成１７年１月１日から、第２条の規定は同年１月１１日から施行する。

附 則（平成１７年３月２８日大洲・喜多衛生事務組合条例第３号）

この条例は平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２６日大洲・喜多衛生事務組合条例第１号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２０年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の条例第６条第１項の規定にかかわらず、平成２０年７月１日から平成２１年３月３１日までに徴収すべき第６条第１項の手数料については、次表のとおりとする。

市 町 村 別	単 位	手数料金額
大 洲 市 （平成１７年１月１０日における 大洲市及び長浜町の区域）	１８リットルにつき	１２０円
大 洲 市 （平成１７年１月１０日における 肱川町の区域）	〃	１３７円
大 洲 市 （平成１７年１月１０日における 河辺村の区域）	〃	１４３円
内 子 町 （平成１６年１２月３１日における 内子町及び五十崎町の区域）	〃	１２４円
伊 予 市 （平成１７年３月３１日における	〃	１４６円

双海町の区域)		
伊予市 (平成17年3月31日における 中山町の区域)	〃	154円
砥部町 (平成16年12月31日における 広田村の区域)	〃	169円

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算する。

附 則 (平成24年3月28日大洲・喜多衛生事務組合条例第1号)

この条例は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日大洲・喜多衛生事務組合条例第2号)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日大洲・喜多衛生事務組合条例第4号)

この条例は平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月22日大洲・喜多衛生事務組合条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の手数料に関する規定は、この条例の施行の日以後のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料について適用し、同日前のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月26日大洲・喜多衛生事務組合条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の手数料に関する規定は、この条例の施行の日以後のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料について適用し、同日前のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この条例は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の手数料に関する規定は、この条例の施行の日以後のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料について適用し、同日前のし尿及びし尿浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分等に係る手数料については、なお従前の例による。